

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成28年1月14日(2016.1.14)

【公開番号】特開2013-113848(P2013-113848A)

【公開日】平成25年6月10日(2013.6.10)

【年通号数】公開・登録公報2013-029

【出願番号】特願2012-257007(P2012-257007)

【国際特許分類】

G 01 T 7/00 (2006.01)

A 61 B 6/00 (2006.01)

【F I】

G 01 T 7/00 A

A 61 B 6/00 300 S

【手続補正書】

【提出日】平成27年11月18日(2015.11.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電磁放射線を電気信号に変換し、様々な画像処理システムと共に使用するように構成された携帯式検出器であって、

前記携帯式検出器に外部電力を供給する1つ又は複数のコネクタと、

実行の際、前記1つ又は複数のコネクタから受け取った入力に基づいて、前記携帯式検出器の動作状態を特定する1つ又は複数のルーチンをエンコードする少なくとも1つのメモリ構造体と、

前記少なくとも1つのメモリ構造体によりエンコードされた前記1つ又は複数のルーチンを実行するように構成された1つ又は複数のプロセッサとを含む、携帯式検出器。

【請求項2】

前記1つ又は複数のコネクタは、収容場所又は画像処理システムの補助的コネクタに接続し、そのように接続した際、前記補助的コネクタを通して電力を受け取るように構成された結合用コネクタを含む、請求項1記載の携帯式検出器。

【請求項3】

外部電源に接続された前記携帯式検出器により特定される少なくとも1つの動作状態は、前記携帯式検出器の1つ又は複数の電力消費部品をオンにする、請求項1または2に記載の携帯式検出器。

【請求項4】

バッテリにより給電される前記携帯式検出器によって特定される少なくとも1つの動作状態は、前記携帯式検出器の1つ又は複数の電力消費部品をオフにする、請求項1乃至3のいずれかに記載の携帯式検出器。

【請求項5】

前記携帯式検出器の前記動作状態は、前記1つ又は複数のコネクタが外部電源に接続されるかどうかに少なくとも部分的に基づいて特定される、請求項1乃至4のいずれかに記載の携帯式検出器。

【請求項6】

前記携帯式検出器の前記動作状態は、1つ又は複数のコネクタが、前記携帯式検出器を保持し、充電するための収容容器、又は画像処理システムコネクタに接続されているかどうかに少なくとも部分的に基づいて特定される、請求項1乃至5のいずれかに記載の携帯式検出器。

【請求項7】

前記携帯式検出器の前記動作状態は、加速度計又は近接センサにより生成される信号に少なくとも部分的に応答して特定される、請求項1乃至6のいずれかに記載の携帯式検出器。

【請求項8】

前記1つ又は複数のコネクタから受け取った前記入力は、前記1つ又は複数のコネクタの1つ又は複数の対のピンに関して、開放電圧又は閉路電圧が存在するかどうかに関する指標を含む、請求項1乃至7のいずれかに記載の携帯式検出器。

【請求項9】

画像処理体積を通る放射線を放射するように構成された照射源と、

画像処理システムから分離及び取外し可能である、携帯式検出器の補助的コネクタに接続するように構成されたテザーに接続するように構成されたテザーコネクタと、

実行の際、前記携帯式検出器が前記テザーを介して前記画像処理システムに接続されているかどうかを特定する1つ又は複数のルーチンを実行するように構成されたコントローラと

を含む、画像処理システム。

【請求項10】

前記コントローラは、前記テザーのプラグから入力を受け取るように構成され、前記入力は、前記テザーが前記携帯式検出器に接続されているかどうかを特定するのに使用される、請求項9記載の画像処理システム。

【請求項11】

前記プラグからの前記入力は、前記プラグの1つ又は複数の対のピンに関して、開放電圧又は閉路電圧が存在するかどうかに関する指標を含む、請求項10記載の画像処理システム。

【請求項12】

前記コントローラは、前記テザーが前記携帯式検出器に接続されるとき、前記テザーを介して給電するようにさらに構成される、請求項9乃至11のいずれかに記載の画像処理システム。

【請求項13】

前記コントローラは、前記テザーが前記携帯式検出器に接続されるとき、前記テザーを介してデータ接続を提供するようにさらに構成される、請求項9乃至12のいずれかに記載の画像処理システム。

【請求項14】

画像処理体積を通る放射線を放射するように構成された照射源と、

携帯式検出器と通信するためのインターフェースと、

実行の際、画像処理システムと前記携帯式検出器との間の適合性を特定する1つ又は複数のルーチンを実行するように構成されたコントローラと

を含む、画像処理システム。

【請求項15】

前記1つ又は複数のルーチンは、実行の際、前記携帯式検出器又は前記画像処理システム上に記憶された少なくとも1つの検出器適合性テーブルを評価することにより、前記画像処理システムと前記携帯式検出器との間の適合性を特定する、請求項14記載の画像処理システム。

【請求項16】

前記1つ又は複数のルーチンは、実行の際、

前記携帯式検出器上に記憶された第1の検出器適合性テーブル、及び前記画像処理シス

テム上に記憶された第2の検出器適合性テーブルにアクセスし、

前記第1の検出器適合性テーブル又は前記第2の検出器適合性テーブルがより新しいかを特定し、

前記より新しい検出器適合性テーブルの内容に基づいて、前記画像処理システムと前記携帯式検出器との間の適合性を特定する、請求項14または15に記載の画像処理システム。

【請求項17】

前記1つ又は複数のルーチンは、実行の際、前記より新しい検出器適合性テーブルにより前記携帯式検出器又は画像処理システムの新しくない検出器適合性を上書きする、請求項16記載の画像処理システム。

【請求項18】

前記1つ又は複数のルーチンは、実行の際、

ソフトウェアの適合性がないと特定されるとき、前記携帯式検出器用の更新ソフトウェアをダウンロードし、

前記更新ソフトウェアにより前記携帯式検出器を更新する、請求項14乃至17のいずれかに記載の画像処理システム。

【請求項19】

前記1つ又は複数のルーチンは、実行の際、前記携帯式検出器に適用される前記更新ソフトウェアに基づいて、少なくとも1つの検出器適合性テーブルを更新する、請求項18記載の画像処理システム。

【請求項20】

前記1つ又は複数のルーチンは、実行の際、ハードウェアの適合性がないと特定されるとき、通知メッセージを表示する、請求項14乃至19のいずれかに記載の画像処理システム。